

憲法前文の「われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他國を無視してはならぬ  
い」の規定の趣旨等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年七月二十日

小 西 洋 之

参議院議長伊達忠一殿

O

O

憲法前文の「われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他國を無視してはならぬ」の規定の趣旨等に関する質問主意書

一 政府は、憲法前文の「われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他國を無視してはならぬのであつて、政治道德の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他國と対等關係に立たうとする各國の責務であると信ずる。」との規定の趣旨についてどのような意味であると考えておるか、分かりやすく答弁されたい。

二 政府は、憲法前文の「われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他國を無視してはならぬ」との規定の趣旨についてどのような意味であると考えておるか、分かりやすく答弁されたい。

三 政府は、「參議院議員小西洋之君提出戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備並びに弾薬の提供が他國の武力行使との一体化そのものであり憲法違反であることに関する質問に対する答弁書」（内閣參質一九六第九八号）において、「政府としては、他國の武力の行使に関連する我が國の活動が、当該他國の武力の行使と一体化するかどうかについては、一般に、我が國の活動の具体的な内容等諸般の事情を総合的に勘案し、個別に判断すべきものと考えており、御指摘の「相手国」あるいは「外国」

の立場」から判断すべきものとは考えていない。」と答弁しているが、こうした「「相手国」あるいは「外国の立場」から判断すべきものとは考えていない」との見解は、相手国たる外国が「他国の武力の行使に関連する我が国の活動」について脅威や恐怖、警戒等を抱くなどどのような見解を持つとも関知しないという見解であつて、前記一及び二で質問する憲法前文の趣旨に反するものではないか。

右質問する。